

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月1日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (略) (3) 物品等 <u>特例政令第2条第3号</u> に規定する物品等をいう。 (4) 特定役務 <u>特例政令第2条第4号</u> に規定する特定役務をいう。 (5) 一連の調達契約 <u>特例政令第2条第6号</u> に規定する一連の調達契約をいう。 (6) (略)	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (略) (3) 物品等 <u>特例政令第2条第2号</u> に規定する物品等をいう。 (4) 特定役務 <u>特例政令第2条第3号</u> に規定する特定役務をいう。 (5) 一連の調達契約 <u>特例政令第2条第5号</u> に規定する一連の調達契約をいう。 (6) (略)

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。